

北上地区消防組合消防本部訓令第2号

消防機関

北上地区消防組合消防救助業務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月10日

北上地区消防組合消防本部
消防長 鈴木和夫

北上地区消防組合消防救助業務規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防救助業務規程（平成16年北上地区消防組合消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令の用語は、次の例による。</p> <p>(1) 救助隊__救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号。以下「省令」という。）に<u>基づき</u>、人命の救助を行うため必要な救助器具を装備及び配置し、救助業務を行うために編成された次の隊をいう。</p> <p>ア 特別救助隊__省令第4条第1項の規定に基づき、人命の救助を行うために必要な特別の救助器具<u>等</u>を装備した</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令に<u>おける用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 救助隊とは、<u>消防法第36条の2の規定に基づき、及び救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号。以下「省令」という。）に定める基準に従い</u>、人命の救助を行うため必要な救助器具を装備及び配置し、救助業務を行うために編成された次の隊をいう。</p> <p>ア 特別救助隊とは、<u>省令第4条の規定に基づき</u>、人命の救助を行うために必要な特別の救助器具を装備した救助</p>

救助工作車の隊をいう。

イ 救助隊 省令の規定に準じた必要な救助器具等を装置したポンプ車隊で、救助事象で人命の救助活動に従事する署所の隊をいう。

(2) 梯子隊 高所等から人命の救助及び防御活動を主務とするほか、災害における人命救助活動を任務とする梯子車の隊をいう。

(3) 救助活動 災害及び事故により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ、自らその危険を排除することができない者について、その危険を排除し、又は安全な状態に救出することをいう。

(4) 救助隊等 救助隊及び梯子隊をいう。

(救助隊等の配置)

第3条 救助活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる消防署に当該各号に定める救助隊等を置き、署長が指揮監督するものとする。

(1) [略]

(2) 西和賀消防署に、救助隊を置く。

(3) 消防署に山岳遭難活動救助隊を置き実施細則については別に定めるものとする。

(救助隊等の編成及び装備)

第4条 救助隊等の編成及び装備は次の各号に定めるものとする。

(1) 特別救助隊は、救助隊員5人以上で編成し、省令別表第

工作車の隊をいう。

イ 消防救助隊とは、省令第2条の規定に基づき、必要な救助器具を装備した消防ポンプ車隊で、救助事象で人命の救助活動に従事する署所の隊をいう。

(2) 梯子隊とは、高所等から人命の救助及び防御活動を主務とするほか、災害における人命救助活動を任務とする梯子車の隊をいう。

(3) 救助活動とは、災害及び事故により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ、自らその危険を排除することができない者について、その危険を排除し、又は安全な状態に救出することにより、消防法の規定による人命の救助を行うことをいう。

(4) 救助隊等とは、救助隊及び梯子隊をいう。

(救助隊等の配置)

第3条 救助活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる消防署に当該各号に定める救助隊等を置き、署長が指揮監督するものとする。

(1) [略]

(2) 西和賀消防署に、消防救助隊を置く。

(3) 北上消防署及び西和賀消防署に山岳遭難活動救助隊を置き、実施細則については別に定めるものとする。

(救助隊等の編成及び装備)

第4条 救助隊等の編成及び装備は次の各号に定めるところによる。

(1) 特別救助隊は、救助隊員5人以上で編成し、省令別表第

1 及び第 2 に掲げる救助器具等並びに当該救助器具等を積載することができる救助工作車とする。

なお、梯子隊が同時出動する場合は救助隊員の編成を減ずることができるものとする。

(2) 救助隊は、救助隊員 5 人以上で編成するよう努めるものとし、省令別表第 1 に掲げる救助器具に準じた器具等並びに当該救助器具等を積載することができる消防ポンプ車とする。

(3) [略]

2 救助隊長（以下「隊長」という。）は、救助隊を編成する救助隊員（以下「隊員」という。）のうち消防士長以上の階級で最上席の者をもって充てる。

（隊長の任務）

第 6 条 隊長は、隊員を指揮監督するとともに、救助隊の隊務を統括する。

（隊員の任務）

第 7 条 隊員は、隊長の指揮監督に従うとともに、相互に連携し、救助隊の隊務に従事する。

（隊員の服装）

第 8 条 特別救助隊員及び梯子隊員は、救助活動を行う場合は、消防吏員服制準則（昭和 42 年消防庁告示第 1 号）に定められた救助服及び救助靴を着用するものとし、救助隊員においてはこの限りでない。

2 別に定める救助隊員エンブレム付与資格審査基準に適合し

1 及び第 2 に掲げる救助器具並びに当該救助器具を積載することができる救助工作車（水難救助活動時においては、津波・大規模風水害対策車を含む。）とする。ただし、梯子隊が同時出動する場合は救助隊員の編成を減ずることができるものとする。

(2) 消防救助隊は、救助隊員 5 人以上で編成するよう努めるものとし、省令別表第 1 に掲げる救助器具に準じた救助器具並びに当該救助器具を積載することができる消防ポンプ車とする。

(3) [略]

2 救助隊長（以下「隊長」という。）は、救助隊等を編成する救助隊員（以下「隊員」という。）のうち消防士長以上の階級で最上席の者をもって充てる。

（隊長の任務）

第 6 条 隊長は、上司の指揮監督を受け、救助隊等の隊務を統括する。

（隊員の任務）

第 7 条 隊員は、隊長の指揮監督に従うとともに、相互に連携し、救助隊等の隊務に従事する。

（隊員の服装）

第 8 条 隊員は、救助活動を行う場合は、消防吏員服制基準（昭和 42 年消防庁告示第 1 号）に定められた救助服及び編上靴を着用するものとする。ただし、消防救助隊員においてはこの限りでない。

2 別に定める救助隊員エンブレム付与資格審査基準に適合し

消防長が承認した隊員は、救助服左袖上部に別図に定めるエンブレムを付けるものとする。

(救助活動計画書)

第10条 署長は、前条第2号から第4号に掲げる事項について救助活動計画(様式第1号)を作成しておくものとする。

2 [略]

(関係機関との情報連絡体制)

第11条 署長は、救助活動の迅速かつ円滑な運営を図るため関係機関との緊密な情報連絡体制の確保に努めなければならない。

(救助隊等の出動)

第12条 署長は、救助事案が発生したことを知ったときは、直ちに所要の救助隊等を出動させなければならない。

(現場指揮)

第13条 救助隊等は、災害現場において、当該区域を管轄する署長の指揮の下に行動するものとする。

(他隊との連携)

第14条 救助隊等は、救助活動を行うに当たっては、他の救助隊、消防隊又は救急隊との緊密な連携のもとに活動するものとする。

(救助活動の中断)

第15条 署長は、災害の状況、救助活動に係る環境の悪化、天候の変化等から判断して救助活動を継続することが著しく困

消防長が承認した隊員は、救助服左袖上部に別図に定める救助隊用エンブレムを付けるものとする。

(救助活動計画書)

第10条 署長は、前条第2号から第4号までに掲げる事項について救助活動計画(様式第1号)を作成しておくものとする。

2 [略]

(関係機関との情報連絡体制)

第11条 署長は、救助活動の迅速かつ円滑な運営を図るため、関係機関との緊密な情報連絡体制の確保に努めなければならない。

(救助隊等の出動)

第12条 署長は、救助事案が発生した旨の通報を受けた場合又は救助事案が発生したことを知ったときは、直ちに所要の救助隊等を出動させなければならない。

(現場指揮)

第13条 救助隊等は、災害現場において、当該区域を管轄する署長の指揮監督の下に行動するものとする。

(他隊との連携)

第14条 救助隊等は、救助活動を行うに当たっては、他の救助隊等、消防隊又は救急隊との緊密な連携のもとに活動するものとする。

(救助活動の中断)

第15条 署長は、災害の状況、救助活動に係る環境の悪化、天候の変化等から判断して救助活動を継続することが著しく困

難であると予想される場合、又は隊員の安全確保を図る上で著しく危険であると予想される場合においては、救助活動を中断することができるものとし、事後の対策については関係機関と協議する。

(救助器具等の保全)

第16条 [略]

(報告)

第17条 隊長は、第12条の規定により出動し救助活動を行った場合は、救助活動報告書（様式第3号）により速やかに所属の署長に報告しなければならない。

2 署長は、前項の報告があったときは、必要に応じ消防長に報告するものとする。

(その他の報告)

第18条 署長は次の各号で該当する報告書を毎月末までに提出させるものとする。

- (1) 救助工作車月例点検報告書（様式第4号）
- (2) 梯子車月例点検報告書（様式第5号）
- (3) 救助器具積載消防ポンプ車月例点検報告書（様式第6号）

(評価等)

第19条 署長は、救助活動を実施した事例の分析及び評価を行い、その問題点及び改善点を明らかにし、以後の救助活動及び隊員の教育訓練に反映させることにより、救助活動実施体

難であると予測される場合、又は隊員の安全確保を図る上で著しく危険であると予測される場合においては、救助活動を中断することができるものとし、事後の対策については関係機関と協議するものとする。

(救助器具の保全)

第16条 [略]

(報告)

第17条 第12条の規定により出動し救助活動を行った場合は、救助活動報告書（様式第3号）により速やかに報告しなければならない。

(月例点検)

第18条 署長は、隊長となるもののうちから指名し、次の各号に該当する車両の装置及び資機材について点検し、その結果を毎月末までに提出させるものとする。

- (1) 救助工作車
- (2) 梯子車
- (3) 津波・大規模風水害対策車
- (4) 救助器具積載消防ポンプ車
- (5) 資機材搬送車

(評価等)

第19条 署長は、救助活動を実施した事例の分析及び評価を行い、その問題点及び改善点を明らかにし、今後の救助活動及び隊員の教育訓練に反映させることにより、救助活動実施体

制の充実強化を図るよう努めるものとする。

(隊員の教育訓練)

第20条 署長は、隊員に対し救助活動を行うに必要な知識及び技術を修得させ、隊員の体力向上を図るため、計画的に教育訓練を実施するよう努めなければならない。

2 [略]

(安全管理)

第21条 救助訓練及び救助活動の安全管理については、北上地区消防組合消防安全管理規程（平成16年3月11日消本訓令第1号）による。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、救助隊の職務の遂行に関して必要な事項は、別に定める。

様式第2号（第16条関係）

資 機 材 使 用 記 録 簿

月日	活動(訓練)場所	活動(訓練)内容	使用資機材名	備考(特殊使用等)
[略]				

制の充実強化を図るよう努めるものとする。

(隊員の教育訓練)

第20条 署長は、隊員に対し救助活動を行うに必要な知識及び技術を修得させるため、及び隊員の体力向上を図るため、計画的に教育訓練を実施するよう努めるものとする。

2 [略]

(安全管理)

第21条 救助訓練及び救助活動の安全管理については、北上地区消防組合消防安全管理規程（平成16年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）による。

(補則)

第22条 この訓令に定めるもののほか、救助隊の職務の遂行に関して必要な事項は、別に定める。

様式第2号（第16条関係）

救 助 器 具 使 用 記 録 簿

月日	活動(訓練)場所	活動(訓練)内容	使用救助器具	備考(特殊使用等)
[略]				

備考 改正の部分は、下線の部分である。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第17条関係）

救助活動報告書

消防長	消防次長	署長	副署長	分署長		保存	永・10・5・1
						決裁	年 月 日
						報告	年 月 日
					所 属 職・氏名		
							㊟
供 覧	警防課						

災害発生日時	年	月	日	曜日	時	分頃	
災害種別	覚知方法 ()						
入電時間	月	日	時	分	指令時間	月 日 時 分	
救助開始時分	月	日	時	分	救助完了時分	月 日 時 分	
発生場所	()						
最寄署所からの距離	から	(100m)	救助人員	人			
事故の概要							
要 救 助 者							
住 所 氏名・年齢 職業・電話					搬送病院		
					傷病程度		
					搬送機関		
住 所 氏名・年齢 職業・電話					搬送病院		
					傷病程度		
					搬送機関		
住 所 氏名・年齢 職業・電話					搬送病院		
					傷病程度		
					搬送機関		
当該事故に係る 死傷者等の数	男	人	左 の 内 訳				
	女	人	死者	重症	中等症	軽症	その他
	計	人	人	人	人	人	人

出 動 車 両 の 概 要					
出動車両	活動 有無	隊 長	機 関 員	隊 員	人員
					人
					人
					人
					人
					人
					人
					人
					人
					人
使用した機械器具等の名称及び個数					
連携活動した機関名（人員）					
救助活動の概要					
救助活動の教訓					
以下余白					

様式第4号から様式第6号までを削る。

改正前	改正後
別図 [略]	別図 <u>救助隊用エンブレム</u> [略]
備考 改正の部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成27年5月1日から施行する。